

奈良県議会改革シンポジウム

資料 2

三重県議会における議会改革の取組

三重県議会における議会改革の取組

北川正義 知事時代

I 議会基本条例の制定

三重県議会では、平成7年頃から様々な議会改革を進めてきたが、これまでの取組を後戻りさせることなく引き続き議会改革に取り組むため、議会の基本理念や議員の責務及び活動原則を定め、議会と知事等及び県民との関係を明らかにする三重県議会基本条例を平成18年12月に、都道府県議会としては全国で初めて制定した。

II 議会基本条例制定後の主な議会改革の取組

1 開かれた議会運営の実現

住民に分かりやすく、また住民が参加しやすい開かれた議会運営として、全ての会議を公開・中継等しているほか、以下のような取組を実施している。

(1) 毎月1回の議長定例記者会見の実施

議会情報を発信し、議会活動への関心を高めるため、平成19年6月から議長定例記者会見を月に1回実施し、インターネットによる生中継・録画配信も実施している。

(2) 議案等に対する賛否状況の公表

平成20年5月以降の採決について議案等に対する議員別の賛否等の状況を議会ホームページで公表している。

(3) みえ県議会出前講座の実施

広聴広報会議委員が学校へ出向き、県議会の仕組みや議会改革の取組などについて分かりやすく説明する「みえ県議会出前講座」を平成19年9月から実施している。

(4) 委員会説明資料のホームページでの公開

平成21年12月から常任委員会及び特別委員会で配付する資料を、当日の会議開始の概ね30分前に議会ホームページで公開している。

(5) 編集アドバイザー制度の導入

情報伝達コンサルタントの専門性を活用して、県議会だよりや議会ホームページ、県議会新聞などが、県民により分かりやすいものとなるよう、平成21年11月から「編集アドバイザー」制度を導入している。

(6) 公聴会の開催

県民の利害に関わる重要な案件の審査・調査に当たって県民の意見を聞くため、委員会で必要に応じ公聴会を開催した。(平成20年10月、平成21年4月の計2回実施)

(7) みえ現場de県議会の開催

多様な県民の意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、県政の重要課題等をテーマに設定して関係団体や広く県民に参加を呼びかける「みえ現場de県議会」(平成22年度は「みえ出前県議会」)を制度化して継続実施している。

- ・平成22年度：テーマ「県議会への女性参画」、県民22人(公募)、議員8人
「NPOの資金確保」、NPO11人、議員5人
 - ・平成23年度：テーマ「離島振興」住民63人、議員11人
「女性の声を県政に」県民27人(公募)、県議会議員11人

(8) 県民意識調査等の実施

議会改革の継続的な検証を進め、より効果的な取組としていくため、e-モニター制度（インターネットを用いたアンケートシステム）や傍聴者アンケート等を活用した県民意識調査を実施している。また、県議会の取組を広く発信するため、年間の県議会10大ニュースを県民参画の手法を取り入れて選定している。

2 住民本位の政策決定、政策監視・評価の推進

(1) 会期等の見直し

議会の機能を強化するため、平成20年から定例会の招集回数を年2回に改め、年間会期日数を240日程度に増加し、議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図っている。

合わせて、一般質問として行っていた質疑質問を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」とに分離し、常任委員会開催日数を1委員会当たり従来の1日間から2日間に増加して部局別に審議している。

なお、会期見直し後の状況を検証するため、「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を平成21年12月に設置し、調査の結果、引き続き現行制度を継続することとした。その後、平成23年6月には、会期等のさらなる見直しに関する検証及び検討を行うため、議会改革推進会議に「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、検討を進めている。

全期

平成19年 定例会年4回 総会期日数 102日

平成22年 定例会年2回 総会期日数 233日

〈効果〉

- ・知事の招集手続きを経なくても、議長の判断で隨時、本会議を開催できる。
 - ・審議期間を十分に確保できることから、議員間討議が充実し、参考人の招致や公聴会の開催などが行える。

※公聽会開催:H20年度=1回 H21年度=1回

※参考人招致:H20年度=44人、H21年度=27人、H22年度=4人、H23年度=10人

- ・知事の專決処分を極力避けることができる

※専決処分件数：H20～H23年度、2件（但し改選時期によるもの）

(2) 予算決算監査委員会の設置

予算と決算の一体的な審査・調査による議会機能の強化を図るため 議長を除

く全議員で構成する予算決算特別委員会を平成16年に設置し、平成18年の自治法改正を受けて、平成19年4月より予算決算常任委員会を設置。

(3) 議長任期の見直し

平成20年6月、議会改革推進会議に「議長等任期に関する検討プロジェクトチーム」を設置して議長任期を検討し、申し合せにより平成21年5月以降の議長の在任期間を2年間とすることとした。

3 独自の政策提言と政策立案の強化

(1) 調査機関の設置（議会基本条例第13条）

ア 財政問題調査会

議会における財政の監視機能、提言機能の強化に向け、県財政に関わる問題点とその対応方策について調査を行うため、学識経験者3名で構成する調査会を平成20年9月に設置。同年10月に第一次答申、同年12月に第二次答申を提出。

イ 議員報酬等に関する在り方調査会

議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査を行うため、学識経験者等5名で構成する調査会を平成23年6月に設置。平成24年1月に中間報告。

(2) 検討会（議会基本条例第14条）

県政の課題に関して議員間討議を交えた調査を行い、政策立案や政策提言を行うために設置している。

① 政策討論会議

喫緊の政策課題について、県民の視点に立った独自の政策立案や政策提言に関する調査を行い、議員間討議の充実を図ることを目的に、平成19年6月から各会派から選出された委員で組織している。

ア. 福祉医療費助成制度の見直し

執行機関から提案された福祉医療費助成制度案について、議会としての意見をとりまとめて知事に提言した。その後、知事は制度案の一部を見直した。

イ. 財政の健全化

平成20年10月に財政問題調査会から提出された第一次答申の提案内容について調査検討を行い、取りまとめた意見を平成21年4月に知事に提言した。その後、知事は提言内容の具体化及び検討を行った。

② 議員提出条例に係る検証検討会

全国の都道府県議会において2番目に多い19本の政策に係る議員提出条例を制定しているが、一定の年数を経過した条例については、県民の意識や社会情勢の変化等を勘案し、県民の視点に立って検証する必要があるため、平成20年6月に設置した。

- ・三重県リサイクル製品利用推進条例（平成21年3月に一部改正）
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成21年6月に一部改正）
- ・三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成22年3月に一部改正）

- ・子どもを虐待から守る条例（平成22年10月に子どもを虐待から守るための決議）

③議員提出条例に係る検討会

- 平成20年6月以降に設置された新たな条例にかかる検討会は次のとおり。
- ・食の安全・安心の確保に関する条例検討会（平成20年6月設置）
- ・三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会（平成23年9月設置）

4 分権時代を切り開く交流・連携の推進

（1）全国自治体議会改革推進シンポジウムの開催

議会改革を目指す全国の自治体が一堂に会し、地方分権時代にふさわしい自治体議会の在り方と二元代表制を踏まえた改革の方向性について議論し、議会改革についての認識を深めるため、シンポジウムを開催している。計6回

（2）市町議会との交流・連携会議

県内の自治体議会とより緊密な交流連携を図り、政策提言や議会改革の推進につなげていくことを目的に、市町議会と交流連携会議を開催している。

- ・平成20年8月－伊賀地域、テーマ「地域医療対策」「議会改革」
- ・平成22年9月－志摩地域、テーマ「地場産業の活性化」
- ・平成23年2月－全体会、テーマ「防災」

5 事務局による議会サポート体制の充実

（1）政策法務担当の設置

事務局職員を平成12年度から参議院法制局あるいは衆議院法制局へ2年間ずつ各1名を派遣するとともに、政策法務監及び政策法務担当を設置している。

（2）公共政策大学院とのインターンシップ

議会事務局の実務に従事する機会を提供し、県議会における政策立案の充実に資することなどを目的に、平成21年9月から公共政策大学院生をインターンシップ実習生として受け入れている。（各2週間程度、計6名）

III 議会改革の取組の検証検討

1 附属機関の設置

三重県議会基本条例第12条の規定に基づき、学識経験者等5人で構成する附属機関を、都道府県議会としては全国で初めて条例により平成21年3月に設置。

平成22年5月に第一次答申、平成23年1月に最終答申を提出。

＜最終答申の主要項目＞

- 1.市町議会との交流・連携（ブロック会議、全体会議、県と市町との協議の場）
- 2.政策広聴広報の取組（出前県議会、議会報告会、議会モニター等）
- 3.広域自治体議会の役割（議員の身分・報酬、二元代表制の在り方、事務局体制等）
- 4.会期のさらなる見直し（通年議会を前提にした議会スケジュール等）
- 5.議員間討議の充実（本会議や委員会運営等の改善、政務調査費、議員研修等）
- 6.その他（議会基本条例の見直し、議会基本計画の策定）

2 県議会での検証検討

議会改革諮問会議「最終答申」の内容を踏まえ、三重県議会では各種の検討組織を立ち上げ、具体的な取組について検証検討を進めています。

(1) 市町議会との交流・連携

市町議会と県議会の双方にとってメリットのある取組となるよう、市議会議長会と町村議会議長会、県議会の三者が話し合い、一堂に会する「全体会議」、広域圏単位の「ブロック会議」を三者の共催で開催することを合意し、鋭意進めています。

(2) 政策広聴の取組

平成23年度に実施した「みえ現場de県議会」の結果を県議会での議論に反映していくため、テーマに関する委員会等へ情報提供し、委員間で協議してもらう「広聴のしくみ」を定めた。今後は、議会報告会の要素も取り入れ、現場de県議会をさまざまなパターンで実施していきながら、より効果的な広聴広報の取組について、広聴広報会議で検討していくこととしている。

(3) 議員報酬等に関する在り方調査会の設置

議員報酬や政務調査費について外部の有識者が検討する調査機関を設置している。平成24年1月に中間報告が提出され、議員を公選職と整理したうえで、議員報酬のあり方（適正額）が示された。引き続き、政務調査費に関する調査が行われ、24年6月には最終報告が提出される予定となっている。

(4) 会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の設置

通年議会の導入も含めた検討を行うため、議会改革推進会議の下に設置している。

(5) 議会基本条例の検証検討プロジェクト会議の設置

制定から4年が経過した議会基本条例の検証・検討を行うため、議会改革推進会議の下に設置している。6月を目処に条例改正の予定。

IV 全国からの評価

(1) 都道府県議会として第1位の議会改革度

日本経済新聞社産業地域研究所が平成22年10月に調査・公表した都道府県議会の議会改革度で、三重県議会が第1位となった。

(2) マニフェスト大賞「最優秀議会改革賞」

平成22年11月、第5回マニフェスト大賞において最優秀議会改革賞を受賞した。

＜議会における政策サイクル＞ ※議会改革諮問会議「最終答申」から

議会報告会や現場 de 県議会などを通じて、政策課題の把握・整理を行うことが、政策サイクルを動かしていくにあたっての起点であり、後に政策立案や政策決定をし、執行機関による執行を経て、その監視・評価を行った結果を、再び政策課題の設定にフィードバックすることにより、さらに政策の質を高めていくことができる。

		本会議・広聴広報会議	委員会等
政策課題の把握・整理	広聴・調査	<ul style="list-style-type: none"> ●議会報告会 ●県民意見募集(県議会だより) ●現場 de 県議会 (応募者がテーマ設定) ○e-モニター ○パブリックコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内外調査(常任・特別委員会) ●県民意見募集(特別委員会) ●公聴会開催 ●参考人招致 ●請願、陳情
	課題設定	<ul style="list-style-type: none"> ●現場 de 県議会 (県議会がテーマ設定) 	<ul style="list-style-type: none"> ●常任委員会－重点課題項目の設定 ●特別委員会の設置 ●市町議会との交流・連携会議
政策立案・決定	政策立案		<ul style="list-style-type: none"> ●検討会等(政策討論会議等) ●調査機関 ●委員会による議員提出条例の検討
	審議・議決	本会議での審議・議決	<ul style="list-style-type: none"> ●委員会での審査・調査
執行			執行機関による執行
政策評価	執行の監視・評価	本会議での質問	委員会での審査

※●県議会独自のもの、○県政共通のもの